

各位

会 社 名 スターツ出版株式会社

代表者名 代表取締役社長 菊地 修一

(JASDAQ・コード7849)

問合せ先

役職・氏名 執行役員管理部長 松田 茂之

電 話 03-6202-0311

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 6 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株式制度を採用します。なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日（火）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 25 年 12 月 30 日（月））を基準日として、同日最終の株式名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 12 月 31 日（火）最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 11 月 6 日（水）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

| | |
|-------------------|-------------|
| ① 株式の分割前の発行済株式数 | 19,200 株 |
| ② 株式の分割により増加する株式数 | 1,900,800 株 |
| ③ 株式の分割後の発行済株式総数 | 1,920,000 株 |
| ④ 株式の分割後の発行可能株式総数 | 2,080,000 株 |

(3) 分割の日程

| | |
|------------|----------------------|
| ① 基準日の公告日 | 平成 25 年 12 月 13 日（金） |
| ② 分割の基準日 | 平成 25 年 12 月 31 日（火） |
| ③ 分割の効力発生日 | 平成 26 年 1 月 1 日（水） |

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株式制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日（水）

（参考）平成 25 年 12 月 26 日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、平成26年1月1日（水）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③株式分割および単元株制度の採用のための条文の変更および新設の効力発生日ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を平成26年1月1日（水）と定めるため、附則を新設いたします。

（下線は変更部分を示す。）

| 現行定款 | 変更後 |
|--|--|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,800株</u> とする。 <新設> | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,080,000株</u> とする。 (<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |
| 第7条～第41条（条文省略） <新設> | 第8条～第42条（現行どおり） 附則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設の効力発</u> <u>日は平成26年1月1日とする。なお、本</u> <u>条は、効力発生日をもってこれを削除す</u> <u>る。</u> |

以上